

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律のしおり

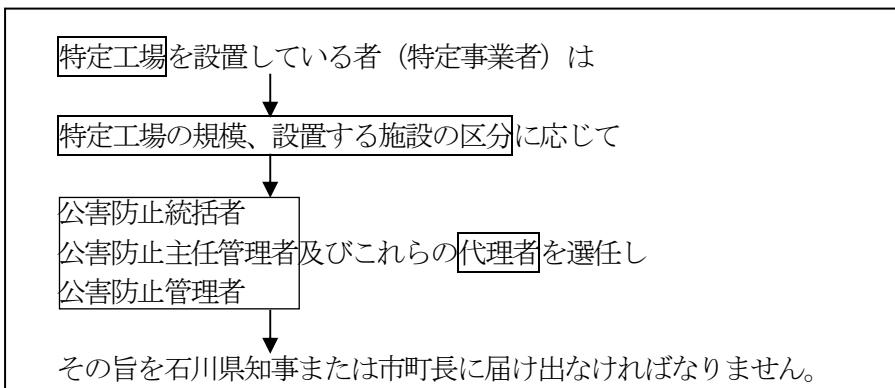
令和6年4月
石川県

1 法の目的

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場の公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としています。

2 制度の概要

この法律では、次のように公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者（「公害防止統括者等」といいます。）を設置し、工場内に公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の整備を義務付けています。



3 特定工場

特定工場とは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものをいいます。

(1) 次に掲げる①～④のいずれかの業種に属する工場であること

- ① 製造業（物品の加工業を含む。） ② 電気供給業 ③ ガス供給業 ④ 熱供給業

(2) 次に掲げる①～⑦のいずれかに該当する工場であること

① ばい煙発生施設を設置する工場

次に掲げるア又はイのいずれかに該当する工場であること

区分	工場の種類	工 場 の 概 要
ア	ばい煙発生施設（有害物質を使用するもの）を設置する工場	大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪沸化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場
イ	ばい煙発生施設（有害物質を使用しないものの）を設置する工場	アに掲げる工場以外の工場で、工場の排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生。）が10,000Nm ³ /時以上のもの

ばい煙発生施設：大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる廃棄物焼却炉を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）

法改正等のお知らせ

平成25年1月25日に改正政令が公布され、汚水等排出施設が追加されるとともにトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを排出する施設が設置されている工場を特定工場に追加する旨の改正が行われました。（2頁から4頁の別表第1のNo.11～15、18、19、21、32を確認してください）

② 汚水等排出施設を設置する工場

次に掲げるア又はイのいずれかに該当する工場であること

区分	工場の種類	工 場 の 概 要
ア	汚水等排出施設（有害物質を使用するもの）を設置する工場	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1（下の別表第1を参照してください）に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で、排出水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの
イ	汚水等排出施設（有害物質を使用しないもの）を設置する工場	アに掲げる工場以外の工場で、排出水量（1日当たりの平均的な排出水の量をいう。）が1,000m ³ 以上のもの

汚水等排出施設：水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）

別表第1

No.	水質汚濁防止法施行令別表第1	備 考
1	(第19号) 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
2	(第22号) 木材薬品処理業の用に供する施設	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
3	(第23号の2) 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
4	(第24号) 化学肥料製造業の用に供する施設	ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
5	(第26号) 無機顔料製造業の用に供する施設	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。
6	(第27号) 26号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄鱗の製造の用に供するものに限る。
7	(第28号) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
8	(第29号) コールタール製品製造業の用に供する施設	
9	(第31号) メタン誘導品製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
10	(第32号) 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。
11	(第33号) 合成樹脂製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するものの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタートの製造の用に供するものに限る。
12	(第34号) 合成ゴム製造業の用に供する施設	テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。

No.	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
13	(第35号) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。
14	(第37号) 31、32、33、34、35、36号の事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、51号の石油精製業を除く。)の用に供する施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
15	(第38号の2) 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)	
16	(第41号) 香料製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
17	(第43号) 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
18	(第46号) 28~45号の事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
19	(第47号) 医薬品製造業の用に供する施設	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
20	(第48号) 火薬製造業の用に供する洗浄施設	ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
21	(第50号) 水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げるカドミウム等の物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
22	(第51号) 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
23	(第53号) ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
24	(第58号) 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
25	(第61号) 鉄鋼業の用に供する施設	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。

No.	水質汚濁防止法施行令別表第1	備考
26	(第62号) 非鉄金属製造業の用に供する施設	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
27	(第63号) 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設	液体浸炭による焼入れ、シアノ化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
28	(第63号の3) 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
29	(第64号) ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
30	(第65号) 酸又はアルカリによる表面処理施設	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。
31	(第66号) 電気めつき施設	カドミウム化合物、シアノ化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。
32	(第66号の2) エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)	
33	(第71号の5) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く)	
34	(第71号の6) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く)	

③ 騒音発生施設を設置する工場

騒音規制法第3条第1項の指定地域内にある工場のうち、次の施設を設置する工場であること

No.	施設の種類	備考
1	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。
2	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。

④ 特定粉じん発生施設を設置する工場

大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)を設置する工場であること

※ 特定粉じんとは、石綿のことです。

⑤ 一般粉じん発生施設を設置する工場

大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設を設置する工場であること

No.	施設の種類	備考
1	コークス炉	原料処理能力50t/日以上

No.	施設の種類	備考
2	鉱物(※1)又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上 (※1 コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(※2)	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上 (※2 鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)
4	破碎機及び摩碎機(※3)	原動機の定格出力が75kW以上(※3 鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)
5	ふるい(※4)	原動機の定格出力が15kW以上(※4 鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)

⑥ 振動発生施設を設置する工場

振動規制法第3条第1項の指定地域内にある工場のうち、次の施設を設置する工場であること

No.	施設の種類	備考
1	液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。
2	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。
3	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。

⑦ ダイオキシン類発生施設を設置する工場

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場であること

4 公害防止統括者等の選任について

(1) 公害防止統括者等の選任要件及び役割

① 公害防止統括者

- ・ 常時使用する従業員の数が21人以上の特定工場において、選任が必要です。
- ・ 工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担います。資格は不要です。(代理者も同様)

② 公害防止主任管理者

- ・ ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、ばい煙の排出ガス量が4万Nm³/時以上あり、かつ、汚水等の排出水量が1万m³/日以上である場合、選任が必要です。
- ・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。資格が必要です。(代理者も同様)
- ・ 公害防止主任管理者有資格者又は大気関係第1種若しくは第3種有資格者であって、かつ水質関係第1種若しくは第3種有資格者から選任することができます。

③ 公害防止管理者

- ・ すべての特定工場において、選任が必要です。
- ・ 公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担います。施設の規模・種類に応じた資格を必要とします。(代理者も同様)

公害防止管理者の資格の種類は、公害発生施設の区分と、その施設を設置する特定工場において異なります。●印を付した有資格者のうちから公害防止管理者を選任してください。(6頁参照)

- ・ 原則、二以上の工場において同一の公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任することはできませんが、公害防止管理者については兼務可能な要件(7頁参照)を満たせば、複数の特定工場において兼任することができます。

(2) 公害防止統括者等の選任の期限

公害防止統括者等の選任期限は次のように定められています。

No.	選任の内容	選任すべき事由が発生してからの選任期限
1	公害防止統括者及びその代理者の選任	30日以内
2	公害防止主任管理者及びその代理者の選任	60日以内
3	公害防止管理者及びその代理者の選任	60日以内

(3) 公害防止管理者の資格

公害発生施設区分 (1~5頁の区分番号)	特定工場の規模等	必要とされる公害防止管理者の資格の種類										
		大気関係				水質関係						
第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種					
①-ア ばい煙発生施設	排出ガス量40,000Nm ³ /時以上	●										
	排出ガス量40,000Nm ³ /時未満	●	●									
①-イ ばい煙発生施設	排出ガス量40,000Nm ³ /時以上	●		●								
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上 40,000Nm ³ /時未満	●	●	●	●							
②-ア 汚水等排出施設	排出水量10,000m ³ /日以上				●							
	排出水量10,000m ³ /日未満又は特定地下浸透水を浸透させている工場				●	●						
②-イ 汚水等排出施設	排出水量10,000m ³ /日以上				●		●					
	排出水量1,000m ³ /日以上 10,000m ³ /日未満				●	●	●	●				
③騒音発生施設 (注)											●	
④特定粉じん発生施設		●	●	●	●					●		
⑤一般粉じん発生施設		●	●	●	●				●	●		
⑥振動発生施設 (注)										●		
⑦ダイオキシン類発生施設											●	

(注) 平成18年4月以前に資格を取得した騒音関係有資格者・振動関係有資格者は、平成18年4月以降も、騒音発生施設のみあるいは振動発生施設のみの公害防止管理者としての資格を有します。

5 届出

公害防止統括者等を選任等した場合、その旨を知事もしくは市町長に届け出る必要があります。

(1) 届出書の種類と届出期限

届出の種類により、届出の期限が定められています。

No.	届出の種類	届出の期限
1	公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びそれらの代理人の選任	選任した日から30日以内
2	公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びそれらの代理人の死亡又は解任	死亡、解任した日から30日以内
3	相続又は合併による承継	遅滞なく(概ね30日以内)

(2) 届出先

特定工場に設置する施設の種類により届出先が異なります。

No.	特定工場の種類	届出先
1	県内(金沢市を除く。)のア又はイの工場 ア ばい煙発生施設、汚水等発生施設、粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設を設置又は併置する工場 イ 上記各発生施設に騒音発生施設又は振動発生施設を併置する工場	所管の県保健福祉センター (8頁参照)
2	金沢市内の工場	金沢市環境政策課
3	金沢市外の工場であって騒音発生施設及び振動発生施設を設置又は併置する工場	金沢市以外の各市町環境担当課

【参考】公害防止管理者の兼任に関する要件

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準

（平成17年3月7日 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第1号）
(改正 平成18年4月28日 同 第2号)

第1条 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者（公害防止管理者の代理者を含む。以下同じ。）として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が当該公害防止管理者（以下「兼務公害防止管理者」という。）の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。
- 2 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- 3 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
- 4 業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 5 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- 6 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

第2条 特定事業者及び当該特定事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）、当該特定事業者を子会社とする親会社（同法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下この条において同じ。）又は当該親会社の子会社（当該特定事業者を除く。）が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
- 2 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- 3 次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められていること。
 - イ 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制
 - ロ 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統
- 4 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 5 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

第3条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に掲げる事業協同組合、同項第二号に掲げる事業協同小組合若しくは同項第8号に掲げる商工組合又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものがその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合の組合員（常時使用する従業員の数が、50人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村（東京都にあっては特別区を含む。以下同じ。）の区域に設置されているものであること。
- 2 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、10以下であること。

第4条 同一の業種に属する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者をいう。）が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者（常時使用する従業員の数が、50人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 1 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
- 2 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。
- 3 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 4 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、10以下であること。

6 公害防止管理者等の資格

公害防止管理者の資格を取得するには、次の二つの方法があります。

(1) 国家試験の受験

毎年1回行われる国家試験を受験して資格を取得する方法です。なお、公害防止管理者国家試験の受験には、学歴、年齢、性別及び実務経験等の制限はありません。

① 試験実施機関：一般社団法人 産業環境管理協会

② 試験の種類：以下の13種類

- ・大気関係公害防止管理者（第1種～第4種の計4種類）
- ・水質関係公害防止管理者（第1種～第4種の計4種類）
- ・騒音・振動関係公害防止管理者
- ・特定粉じん関係公害防止管理者
- ・一般粉じん関係公害防止管理者
- ・ダイオキシン類関係公害防止管理者
- ・公害防止主任管理者

(2) 資格認定講習の受講

技術資格又は学歴及び実務経験のある方が書類審査を経て一定の講習を受講し、有資格者となる方法です。

現在、講習会は以下の機関で実施しています。（公害防止管理者の種類により実施機関が異なります。）

実施機関	所在地	連絡先
一般社団法人 産業環境管理協会	〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目2番1号 三井住友銀行神田駅前ビル	TEL: 03-5209-7713 FAX: 03-5209-7718
一般社団法人 日本碎石協会	〒141-0031 東京都品川区西五反田2丁目12番19号 五反田NNビル	TEL: 03-5435-8830 FAX: 03-5435-8851

※ 国家試験及び資格認定講習の詳細につきましては、各実施機関にお問い合わせください。

7 問い合わせ先

公害防止組織の整備に関する法律についてのご質問は、次の県保健福祉センター、石川県生活環境部環境政策課又は各市町環境担当課までお問い合わせ下さい。

（金沢市内に関しては金沢市環境政策課 TEL:076-220-2508 へお問い合わせ下さい）

県保健福祉センター	住所	電話番号	所管区域
南加賀保健福祉センター 生活環境課	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地	0761-22-0795	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川中央保健福祉センター 生活環境課	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642	白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町
能登中部保健福祉センター 生活環境課	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9	0767-53-6893	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
能登北部保健福祉センター 生活環境課	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2028	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

環境管理グループ TEL 076-225-1463（直通） FAX 076-225-1466

E-mail: e170100@pref.ishikawa.lg.jp

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html#kougai>)

